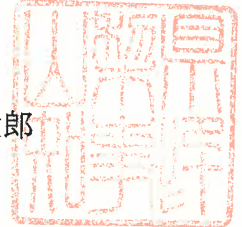


観資第197号
令和2年5月5日

山岳関係者 各位

山梨県知事 長崎 幸太郎



新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく
緊急事態措置に係る協力要請について（依頼）

日頃より、県政の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言を受け、4月19日に山梨県における緊急事態措置を実施し、皆様には、御協力をいただいているところです。

この度、5月4日に新型インフルエンザ等緊急事態宣言の実施期間が5月31日までに延長されたことを受けて、別添「新型コロナウイルス感染拡大防止のための山梨県における緊急事態措置」のとおり措置を行うことといたしました。

つきましては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、貴団体の構成員の皆様におかれましては、感染症防止対策の徹底の要請に対し、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

※「持続化給付金」制度につきまして、具体的な申請方法や相談窓口等の詳細情報を別添のとおり提供させていただきます。

問い合わせ先

観光文化部 観光資源課

南アルプス・山岳観光担当

TEL 055-223-1576